

# 光源氏の須磨流謫について

## 宿世意識の深化の過程

武原弘

須磨巻の巻頭に、すでに自明のこととして、源氏の須磨流謫のことが語り出される。その理由、経緯に関する叙述はほとんどなく、旨とする離京直前の源氏の心中描写にしても、表現はきわめて漠然としている。

世の中いとわづらはしくはしたなきことのみまされば、せめて知らず顔にあり経ても、これよりまさることもやと思しなりぬ。

かの須磨は、昔こそ人の住み処などもありけれ、今はいと里はなれ心すこくて、(下略)

(須磨、(2)―一六二)

源氏の退京理由の説明に相当する叙述は、第一文「世の中いとわづらはしく：これよりまさることもやと思しなりぬ」であるが、これだけでは、その具体的な意味内容を了解することはできない。この表現は、先行の賢木巻、花散里巻それぞれの次の叙述を承けてなされたものである。

世の中には、わづらはしきことどもやうやう言ひ出づる人々あるべし。

(賢木、(2)―一四〇)

光源氏の須磨流謫について ― 宿世意識の深化の過程 ―

かくおほかたの世につけてさへわづらはしう思し乱るることのみまされば、(下略)

(花散里、(2)―一五三)

いずれも、桐垂院崩御後の源氏をめぐる政治的情勢の悪化を語る文脈の中におかれている。弘徽殿太后・右大臣一派の、源氏・左大臣方への圧迫が強められ、左大臣の辞任、方々の官位昇進停滞など、源氏にとって衰退凋落の世となった。折しも、源氏と朧月夜尚侍との密通が発覚、これに激怒した弘徽殿は、

いとどいみじうめざましく、このついでにさるべきことども構へ出でむによきたよりなりと思しめぐらすべし。

(賢木、(2)―一四九)

と、宿敵源氏の追放を画策するらしい。政治問題には深く立ち入らないのがこの物語の常套法なので、太后がいかなる策謀に出たのか、いっさい叙述されない。が、須磨巻冒頭の源氏の須磨流謫が、弘徽殿太后の「構へ出で」を受けて出来たものであることは、読者に容易に推察される。ここでの「世の中」は、単に世間の意ではなく、そうした源氏身辺をめぐる不穏な政治的情勢を指して表わすものと解釈すべきである。

「これよりまさることもや」についても、積するに同断である。後文を辿って、この時、源氏は除名処分を受けた身であることがわかる。

さして官爵をとられず、あさはかなることにかがづらひてだに、公のかしこまりなる人の、(下略) (須磨、(2)―一六五)

「位なき人は」とて、無紋の直衣、なかなかいとなつかしきを着たまひて(下略) (須磨、(2)―一七三)

源氏はさらに、除名以上の罰を目前にしていた。流罪処分である。

遠く放ちつかはすべき定めなどもはべるなるは、さまことなる罪に当るべきにこそはべるなれ。 (須磨、(2)―一六五)

除名・遠流は重罰で、罪名は謀叛である。件の隼月夜尚侍事件は、源氏が今上朱雀帝をないがしろにし、冷泉東宮の早い即位を図るその内意の現れ、とても弘徽殿太后は言い触らしたのであろうか。もとより源氏は無実であるが、すでに除名処分を受け、次の流罪もまた近い。理不尽な配流はいかにしても免れようと、彼は未然に自ら退京することを決意、須磨下向の途についたというのが、前後の物語展開と読まれるのである。源氏の須磨流謫の原因は、ひつきょうするに、隼月夜尚侍との密通を謀叛の罪にまで譏構されて問われた、彼の政治上、刑法上の罪科であったと積することができるのである。

ここで、源氏流謫の原因となった隼月夜尚侍事件の「罪」性について再確認しておきたいことがある。物語の中で、離京直前に源氏が尚侍に忍ばせた消息中に、

逢ふ瀬なきなみだの川に沈みしや流るるみをはじめなりけむ

と思ひたまへ出づるのみなむ、罪のがれがたうはべりける。

(須磨、(2)―一七七―一七八)

との叙述を見る。源氏自らが「ながるるみをはじめ」と認める尚侍との恋を「逢ふ瀬なき」と詠んだのは、目下のきびしい情況下での文通にやむをえない偽装表現として、留意されるべきは、「罪のがれがたう」の「罪」の意味である。「全集」頭注(旧編)が「公の罪である」と解き、追記として、「前世からの罪と解する説もある」とするよう(「岷江入楚」参照)、諸解ともやや不明確な訳注を施してきている。

はやく、多屋頼俊氏は次のごとくに論じた。

この事件わ、事件そのものとしてわ、その時代には罪悪視せられる性質のものでなく、(中略)それ自体としてわ「罪」の中に入っていない。

また、阿部秋生氏による詳考でも、

尚侍と源氏との間のかういふ事件が、源氏の官位を剝奪する一律条の用語でいへば「除名」に値するものなのだらうか。(中略)

源氏は罪と意識してゐなかつたとはいへないだらう。(中略)このいはば倫理的な罪は、源氏の死ぬ時までついてまはるものであり、当時の観念からいへば、死んだ後までもつきまとふ(下略)

とされ、尚侍との事件は「刑法上の罪」ではなく、「倫理的な罪乃至罪障」として認めている。近時、後藤祥子氏は、史実に徴しての考証によって、この物語の時代の「尚侍」は「皇妃」ではなく、それ(注)への過渡期のものであつたことを確認している。これらの先学の

論考に学んで、臈月夜尚侍事件に源氏の政治上の罪科を問うことは困難であると考えられる。したがって、前引の源氏の消息文中の「罪」は、阿部氏のいう「倫理的な罪」「罪障（宿世の罪）」の意に解するのが適当であろう。少くとも、源氏自身の意識としてはそう自覚していた、と解釈することができる。

以上のように考察してみると、臈月夜尚侍事件を謀叛罪にまで「拡張解釈」（阿部氏注）し、源氏を除名、流罪に処する弘徽殿大后の譴構が理不尽かつ不当であるのは明白として、そうした冤罪をこうむって流謫の身とならなくてはならない運命の不条理が、他ならぬ自らの宿世の罪に因由しているのだということを、源氏はいま気付きはじめていると了解される。罪は彼に外在して身に及んだのではなく、むしろ彼自身に内在し、顕在化したのである。尚侍への手紙で、源氏が無罪を訴えないのもそのためである。

流謫の原因をより深く己れの罪障に求める源氏の内面意識は、藤壺との切情まさる惜別場面において、さらに強く表出される。

かく思ひかけぬ罪に当りはべるも、思うたまへあはすることの  
一ふしになむ、空も恐ろしうはべる。惜しげなき身は亡きにな  
しても、宮の御世にだに事なくおはしませば。

（須磨、(2)——一七九）

ここでの「かく思ひかけぬ罪」は、公の罪すなわち除名・流罪を指しているが、それに関わってこそその流謫のことも併せ意味しているであろう。そして、そうした理不尽で不条理な運命の全体が、藤壺とのかつての「一ふし」に因由するものであることを、源氏はいま、深く思念するのである。それが宿世の罪（罪障）であることの認識は、

はやくから深刻な苦悩とともに、二人に共有されていた。例えば、若紫巻に叙せられる源氏の苦悩

わが罪のほど恐ろしう、（中略）生けるかぎりこれを思ひなや  
むべきなめり、まして後の世のいみじかるべき、（下略）

（若紫、(1)——二二一）

また、不義の子を胎に宿して憂悶する藤壺は、

あさましき御宿世のほど心憂し。（中略）なほのがれがたかり  
ける御宿世をぞ、（下略）

（同、(1)——三三三）

と、己れの罪障深い「宿世」を認識、苦悩する。やがて彼女は、その罪障滅却のため、かつ東宮の安泰を祈念して、自ら出家を遂げる（賢木、(2)——一三三——一三二）。いまの源氏が、「惜しげなき身は亡きになしても、宮の御世だに事なくおはしませば」（前掲）と思念して行う須磨流謫は、先んずる藤壺の出家とパラレルの滅罪行為であることがわかる。阿部氏の論解のとおり、彼処での源氏の生活は、「念誦・誦経の勤行によって仏の加護を頼み、（中略）罪障を消す」「精進」の明け暮れであった。あるいは、「贖罪」の旅と評言されてもいる。いま、物語本文に即してそのことを確認しよう。

かくうき世に罪をだに失はむと思せば、やがて御精進にて、明  
け暮れ行ひしておはす。

（須磨、(2)——一九三）

他に同趣の本文叙述を多見することができるが（須磨巻中(2)——二〇一、二〇九、二二三、明石巻中(2)——三三七、二四六各頁）、いまは  
いちいちの引証を省略する。

かくて、源氏の須磨流謫の理由について約説することができる。  
直接の原因は臈月夜尚侍事件を讒して問われた政治上の罪科なので

あるが、その真因は、彼の意識において尚侍や藤壺との宿世の罪として根源的に問いおなされている、その当のものであった。その宿世によつてもたらされている罪障を自らの主体の内側に意識し、引き受けはじめたとき、源氏にとつて贖罪の旅としての須磨流謫が意思され、主体的に選びとられたのである。

## 二

源氏の須磨流謫が、自らの主体的な意思による、自発的な行動であつたことを読みおさえるのは、重要である。前掲の須磨卷頭本文において、「思しなりぬ」「思し乱るる」「思ひつづけたまふ」など、動揺しながらも離京を決意するに至る源氏の心中思惟が描かれ、謫居地に須磨を選ぶのも、彼自身の意志で決せられている。その後の文脈を辿つても、流謫までの彼の行動が、鈴木日出男氏のいう「きわめて高度な政治判断」「抜群の政治感覚」<sup>(注8)</sup>に基づいて、しかも自らの主体的な意思によつてなされるものであることが了解される。流謫は、自発的に行われたと考えられる。

しかし、こういう読解に問題が残るのも確かである。まず、自発的流謫という規定のし方に、用語の上での矛盾が認められよう。「罪によつて遠方に流されること」(岩波国語辞典)が「流謫」なのであるから、それはすでに「自発的」ではありえない。が、そうした矛盾を認めながら、あえて右の規定述語を用いる小論の立場からの考説を試みることにする。

源氏は、この時すでに、除名処分を受け、次の段階としての流罪処分を目前にしていたことについては、前節に触れるところがあつた。そうした身上の者が、自発的に自由に京外に退隱することは、法制史上考えられないとするむしゃこうじ・みのる氏の説が<sup>(注9)</sup>あり、諸家によつても議論が重ねられてきた問題ではあるが、物語本文に即する限り、前述のとおり、源氏自身の決断による自発的退京は確実なのである。無実の身ながら、謀叛の罪名は被せられたままの彼の須磨退居が、いかに自発的な行動であつても、世間の人々の目には配流と映つたであろう物語内現実が予想される。その解釈を、仮に自発的な流謫と記述して表わしたとして、あながち不当とはされまい。

より重要な留意点は、彼の須磨流離が宿世の罪・罪障の導く因果であること、彼自身が内心に深く意識していた点である。臘月夜尚侍との関係も含め、とりわけ藤壺との宿世の罪障に思いを深くいたすところから彼の退京が決意される、その内的意識については、すでに考察しておいた。その他にも、彼の宿世認識のはじまりを表現する叙述を確認することができる。例えば、離京前、左大臣邸を訪れて暇乞いを訴えながらも、源氏は次のようにも言う。

とあることもかかることも、前の世の報いにこそはべるなれば、言ひもてゆけば、ただみづからのおこたりになむはべる。

(須磨、(2)―一六五)

わが身に拙い前世からの業、宿世の罪障に由来する現在の不運を自覚しているのである。同じく、こんどは二条院で紫の上との別離を

嘆く場面で、

過ちなけれど、さるべきにこそかかることもあらめと思ふに、

(同、(2)——一七二)

とも、彼は言っている。「さるべき」は、下に「宿世」「宿縁」の語を補つて解すべきはいうまでもない。源氏の宿世認識の持続、深化を読みとつてさしつかえない。

いったい宿世とは、前世から人に定められている現世の運命を指して言い、それは「過去世のものであるから、知りがたく、また逃れがたいもの」とされる。源氏がいま、朧月夜尚侍や藤壺との密通にはじまり及んでする須磨流謫を宿世と観するとき、それは逃れがたく、引き受けなくてはならない彼の宿業だったのである。池田和臣氏は

光源氏の須磨流謫は、藤壺との密通によつて生まれた男子が冷泉帝として即位する宿命、すなわち源氏と藤壺との宿世が成就されるために通過しなければならぬ、運命的にさだめられた「違い目」(以下略)

と説いている。氏説中の「違い目」は、いうまでもなく、若紫巻本文中の叙述

その中に違い目ありて、つつしませたまふべきことなむはべる。

(若紫、(2)——一三四)

を受け、藤壺が不義の子(冷泉東宮)を懐妊したときの源氏の夢に解かれた将来の不運——まさに彼が直面している須磨流謫を指している。彼は、夢占い者の予言どおりの宿世のままに、都を遠く落ちて行く。かかる意味において、源氏の須磨流謫は、不可避不可変の宿

命ではあった。ただ彼は、それが己が身に定められた、他ならぬ自身の罪障であることを、確かに自覚していたのである。その自覚において、流謫は外から彼に強いられたのではなく、自らの主体において選びとられた。彼はいま、宿世に受動的に流されているのではなく、宿世を自ら受容し、これを内側から生きあらためている、と換言することもできよう。自発的流謫と規定される所以である。

ここで、源氏における宿世の自覚、またその内在化を語る物語表現の独自の構造体について考察しておきたい。須磨巻初頭で、本文は「都離れたまひける」と、一旦は源氏の離京を叙した後、「二三日かねて」(須磨、(2)——一六四)と時間を溯行し、場面を再び離京以前に戻して描く叙法をとっている。いわゆる循環描写である。源氏と左大臣ほかの近親の人々との惜別の場面群が続くなかで、無実の罪を被せられて辺境に流離の身となる彼に、人々の深い悲歎悲傷の涙が注がれ、前後に哀情連綿の条となっている。この一連の挿入章的な場面描写がはたす物語表現としての機能とは、さし当たっては、冤罪に泣いて流謫する源氏の悲劇的人物像造型、読者と共にする物語作者の同情の抒情、というものである。さらに、小論では次のように考察する。この惜別の場面群は、それぞれとの切情あふれる会話や和歌の贈答を通して、源氏自らが流謫の原因を内省し、その真因こそは彼の宿世の罪障にあることを自覚する過程として必須のものであり、また、同様の心理過程を辿らせて、作者は読者にも源氏の流謫の理由を知らしめているのである。これを叙すに作者が循環描写をもつてするのは、須磨流謫の悲運を宿世と負う源氏が、ただ受動的盲目的にこれに服従するのではなく、自らの主体におい

てその因由するところのものを省察し、認識し、かつ生きあらためようとする、そうした彼の循環する意識作用を表現するための文体確得の営みとしてなのである。ここでの場面描写における時間の移行は、源氏の主体における宿世の溯行―果としての現在を因としての過去にさかのぼって考える―を意味している。

かくして、源氏の主体的自発的須磨流譚はなされるのである。

### 三

須磨での源氏の生活が、宿世の罪―罪障滅却のため、仏道精進に明け暮れるものであったことは、前にも述べておいた。藤壺のこと、東宮のことを思念すれば、源氏にとつて耐え忍ばれるべき贖罪の生活なのである。が、一方において謀叛という無実の罪をも耐えなくてはならない今の謫居は、同時に一わが身だにあさましき宿世とおぼゆる住まひ(須磨、(2)―二〇七)で、深い孤独と憂愁のうち(過)されなくてはならないのもあった。秋風に望郷の涙を流し(同、(2)―一九八―二〇三)、冬の月影に流竄の身を嘆いて(2)―二〇八―二〇九)、一年の月日が経過した。

ところが、須磨巻終末部から明石巻初頭にかけて、物語は思いがけない急展開を見せる。窮境に沈淪していた源氏に、突然神霊が働きかけ、やがて救済への途を用意するという、まさしく死と再生の運命転回の物語である。貴種流離譚に重合させての靈験譚―そのすぐれて古代的な話型に全面的に依存して語られることでの物語が、源氏における宿世の内在化の問題とどう関わり得ているのであろう

か。再び、本文精読法によつて検討してみたい。

三月上巳の跋えの日、襖ぎの海岸で、源氏は詠歌する。

八百よろづ神もあはれと思ふらむ犯せる罪のそれとなければ

(須磨、(2)―二一七)

一天にわかにかき曇るや、たちまち雷電高潮を伴う大暴風雨となる。天変はいよいよ激しく、源氏も供人も死の危機に瀕する。彼らは、恐れおののいて、住吉明神に加護を乞うて祈るのであるが、その本文叙述について、精読の要がある。

「帝王の深き宮に養われたまひて、いろいろの楽しみに驕りたまひしかど、(中略)今何の報いにか、こころ横さまなる浪風におほはれたまはむ。罪なくて罪に当り、官位をとられ、家を離れ、境を去りて、明け暮れやすき空なく嘆きたまふに、かく悲しき目をさへ見、命尽きなんとするは、前の世の報いか、この世の犯しか、神仏明らかましますば、この愁へやすめたまへ」と、御社の方に向きてさまさまの願を立てたまふ。

(明石、(2)―二二六―二二七)

右について、「帝王の…やすめたまへ」の全文を供人の祈りの言葉と解する注釈が多い(『大系』『全集』『集成』ほか)が、後半部の叙述、とくに「目をさへ見」「尽きなんとする」に敬語が用いられていないのは不合理で、さらにその後文「さまさまの願を立てたまふ」との連接関係を考慮すれば、祈りの主体は源氏であると解さなくてはならない。(「立てたまふ」の敬語叙述は、湖月抄本以外に本文の異動はない。また、ここでの「たまふ」を、住吉の神に対する

敬語とし、「申す」と訳解する『大系』頭注には従い難い。前後に  
おける敬語法の矛盾は容易には解けないが、玉上琢弥氏の解による  
と、右の祈祷は「神への合唱」で、「祈ったのは、光る源氏とその  
従者たち」「二々の細かい差別はない」とされる。従うことができ  
よう。ただし、「かく悲しき目をさへ見」以下は、あくまでも源氏  
自身の内省による祈りを叙したものと、小論では解する。とりわけ、  
「前の世の報いか、この世の犯しか」と、かつて流謫離京を決意す  
るに先だつて自覚した深い罪障意識、宿世認識（須磨、②—一六五、  
一七五の本文を参照。前掲）の再確認の心意がこめられていると考  
えられる。全文が、単に危難救済を神に乞うための祈りである以上  
に、源氏の苦難多い宿世それ自体への回顧、反芻、再認識の精神營  
為表現の調子を帯びたものとなっている。源氏における宿世自覚、  
その深化のための一過程として叙せられていると解せないであらう  
か。この祈願合唱のあと、風雨はやがておさまり、源氏ほか人々は  
危機を脱することができる。住吉の神、海竜王ほかの神助によるこ  
とを、物語は明確に告げている。天変それ自体が、神意によつてい  
たのである。

続いてさらに、物語は新たな神霊を登場させる。一難去つてはつ  
と安堵のまどろみに心身を委ねていた源氏に、突然故桐壺院の霊が  
現れるのである。都を離れ、自ら流謫の身となつて辺境に孤独、苦  
難の日々を過ごすわが子源氏を救出せんと、父院は冥界からはるば  
る翔り来て言う。

住吉の神の導きたまふままに、はや舟出してこの浦を去りね。

（中略）これはただいささかなる物の報いなり。我は位に在り

光源氏の須磨流謫について —— 宿世意識の深化の過程 ——

し時、過つことなかりしかど、おのづから犯しありければ、そ  
の罪を終ふるほど暇なくて、（下略）（明石、②—二二九）

故院の霊によると、源氏の須磨流謫は「いささかなる物の報い」で  
あるという。諸注とも、下文にいう「おのづから犯しあり」と同義  
に読み、人間が生きていれば自然に犯してしまう罪の報い（『全集』  
頭注）と解いている。ここに源氏と藤壺の密通の罪の報いを読むに  
は、「いささかなる」「おのづから」の表現が軽少にすぎで、当らな  
いと考えてよい。ただし、この「報い」の語は、前引の「前の世の  
報いか」（②—二二〇）の用例に従つて、表現の底意として宿世の  
思想を含んでいると解釈される。二人の密通の事実を知らなかった  
故院が、それでもすべての人間に避け得ない宿世の罪障を源氏にも  
見て言つた言葉なのではないか。いま、その贖罪は成つたとして、  
故院はいちはやく救済の手を源氏にさしおべているのである。はじ  
めに院が言う「住吉の神の導き」は、後続の物語場面においてただ  
ちに顕現し、源氏は明石入道の夢に示された「物の告げ」（②—二  
三二）に導かれて、明石の浦へと移り行き、救済を得る（明石、②  
—二三〇—二三三）。その神威の主体者が故院の霊か、住吉明神か、  
はたまた海竜王かは、物語描写においてははなだ判然としない。い  
ずれにせよ、前後の物語展開が古代的な靈験譚に依存的なのは明白  
で、その話型による物語と源氏の宿世内在化問題とがどう関わり  
あつているのかが、考察の要点となる。この物語と靈験譚との交  
渉について詳考した柳井滋氏は、次のように論じている。

初期の須磨の暴風雨は、八百万の神の感応として起こり、それ  
に海竜王が雷を伴つて加わっている。京には、天変の風雨がう

ち続いていた。後半の暴風雨は一面において住吉の神の靈驗として起こり、桐壺院の靈の雷もうち交じった。それは京にも現れた。住吉の神と桐壺院の靈は連絡を保ちつつ、源氏と入道に働いた。…(中略)…神怪は、物語に取って組し易い相手ではない。それにもかかわらず須磨から明石にかけて、作者は行文に陰翳させながら巧みに物語に取り込んでいる。住吉の靈驗を飾るためであったと思う。さらに広げて言えば、宿世物語の設定がそれを求めていたとも言えるだろう。

氏説に多大を学び、従いたい。このように考察してきて、さらに小論の課題に焦点をしばつての分析を進めることにする。

神意に導かれて明石入道が用意した小舟に乗りこむとき、源氏は次のように思量する。煩を厭わず、長文そのままを引用しよう。

君思しまはすに、夢現さまさま静かならず、さとしのやうなることどもを、来し方行く末思しあはせて、世の人の聞き伝へん後の譏りも安からざるべきを憚りて、まことの神の助けにもあらむを背くものならば、またこれよりまさりて、人笑はれなる目をや見む、現の人の心だになほ苦し、はかなきことをもつとみて、我より齢まさり、もしは位高く、時世の寄せいま一きはまさる人は、なびき従ひて、その心むけをたどるべきものなりけり、退きて咎なしとこそ、昔のさかしき人も言ひおきけれ、今日はかく命をきはめ、世にまたなき目を限りを見尽くしつ、さらに後のあとの名をはぶくとも、たけきこともあらじ、夢の中にも天帝の御教へありつれば、また何ごとをか疑はむ、

(明石、(2)―一三三―一三三三)

読点による中止法の連続で、くなくねと止めどなく延長する文体叙述それ自体が、源氏の揺れ動く心理、屈折昏迷する思慮の過程を示す。彼は、入道の勧めに従って明石へ移るべきか否か、思い迷う。

「来し方行く末―須磨流謫の不運に加えての天変地異による危難、そのさ中に彼の身に示された大いなる神意を思うと、これに背くことは許されないのであろう。が、前国司風情の言に安易に付く彼の軽率さを、世人は非難するであらう。思案熟慮の末、一度は死んだも同然のいまの生命を、先輩の明石入道に預けることを彼は決心した次第なのである。

決心に至るまでの源氏のためらいがこれほどまでに深長である理由として、玉上琢弥氏は、右に述べた要点のほかに、今一つの点を次のように説明する。

光る源氏が明石の人々と結ばれる事の自然さを、読者に納得させるためである。これだけの因縁と、これだけの熟慮の末、光る源氏は入道の申し出を受け入れたのだ。それを自分にも納得させ、聞き手にも納得させる、そのためにこんなまわりくどい文になったのである。

氏が強調する物語音読論によつての精読で、ここに多大の教示をいただくことができる。とりわけ、氏説にいう「自分にも納得させ」の「自分」が源氏を指しているのは当然として、そのことの指摘は、小論にとつていかにも示唆深く学べるのである。すなわち、さきに源氏は、突然の天変、故院の靈の出現など、彼の生死に関わる運命的な出来事を体験し、そこに大いなる神意の働きかけを自覚しつつあった。加えて、同じく神靈に導かれてやって来た明石入道の迎え

に、源氏は己が身の運命を導いているらしい、いつその神慮を覚えたのであるが、それは信じるにあまりに不安で、かつ唐突な靈驗なので、彼の判断は行きつ戻りつ、動揺するのである。もとより、絶対意思としての神意を、相対存在としての人間が予知したり判断したりすることは不可能である、が、人間がある極限状態に身をおいたときつまり運命的な事件に遭遇したとき、彼は、虚しくもそう努力する。ここでの源氏の思案、ためらいの心理が、それである。が、彼がその虚しい努力を止め、人知では測り知ることのできない、大いなる神慮に従うべく、「天帝の御教へありつれば、また何ごとをか疑はむ」(明石、(2)―(三三三))と信じるるとき、靈驗は再び現われ、「例の風出で来て、飛ぶやうに明石に着きたまひぬ」(同)のである。続く本文「なほあやしきまで見ゆる風の心なり」(同)は地の文叙述であるが、実質的には源氏の心内語表現に近いものと解すべきであらう。ひつきょうするに、源氏は、結局は神意に導かれ従いながら、自らの意識においてはこれを深く反問し、熟慮し、追認しながら行動するのである。それは、彼の過去・現在・未来の生を超越的絶対的に支配する冥々の意思すなわち宿世を自覚し、認識し、かつ自らの主体においてこれを生きあらためるためにする、彼の精神のたたかきなのである。彼における宿世の内在化の営みと換言することができよう。明石に到着した源氏は、やがて明石の君と出会い、契りを結ぶことで、栄華へとつき進む己れの宿世を認識しあらためることになるのであるが、以降については別の機会に考察することにする。

須磨巻から明石巻にかけて、物語はいかにも古代的な話型「貴種流離譚、靈驗譚、海宮淹留説話などを根底に据えながら、そこに源氏の宿世の物語を不可分のものとして重合させて展開する。諸々の超自然・絶対意思の働きかけに、彼の生はあえなく翻弄されているかに見える。が、彼はいつでもその超自然・絶対意思に正対し、問いかけ、迷い、あるいは省察し、それを受容しているといえる。それは、すでに述べたごとく、彼に外在するはずの宿世を、自らの主体において捉えなおし、生きあらためる―宿世の内在化の営みなのである。そして、こうした源氏の精神のたたかきを通して、この物語の作者は人間存在における根源的な不安や苦悩、あるいはそれからの救済の問題を追求しようとしているのではないか。古い話型に依拠しながらも、その中に人物に固有の宿世を自覚させ、認識させていくもう一つの主題をも併せ追求するところに、この物語作者の独自の人間追求の精神がうち込められているのであらうと、小論は考察するのである。

注(1)『全集』新編頭注では、「公的罪科と私的過失との罪の位相差が、源氏の論理を支えているのであらう」としている。

注(2)多屋頼俊『源氏物語の思想』(法蔵館、昭27)一一―一五頁。

注(3)阿部秋生『源氏物語研究序説』(東京大学出版会、昭34)五六―六―五七三頁。

注(4)後藤祥子『源氏物語の史的空間』(東京大学出版会、昭61)注(5)注(3)に同じ。

注(6)阿部秋生「光源氏論 発心と出家」(東京大学出版会、平1) 一三〇頁。

注(7)三谷栄一「物語史の研究」(有精堂、昭42)、日向一雅「光源氏と藤壺の罪をめぐって―『源氏物語』第一部の基底部分―」(『日本文学』昭50・6)ほか。

注(8)鈴木日出男「光源氏の須磨流謫をめぐって―『源氏物語』の構造と表現―」(『文学』昭53・7)

注(9)むしやこうじ・みのる「法制史からみた光源氏の須磨行」(『国語と国文学』昭35・1)

注(10)日向一雅「宿世」(『国文学』臨時増刊号、平成7・7)

注(11)池田和臣「源氏物語」の仏教」(『解釈と鑑賞』平6・3)

注(12)玉上琢弥「源氏物語評釈」第三卷(角川書店、昭40)一五七―一五八頁。

注(13)柳井滋「源氏物語と靈験譚の交渉」

『源氏物語研究と資料』紫式部学会編(武蔵野書院、昭44)所収。

注(14)注(12)の注の書、一七〇頁。

補注 テキストには阿部秋生、秋山虔、今井源衛、鈴木日出男各氏

校注・訳『新編日本古典文学全集 源氏物語』(1)(2)(小学館)

を用い、本文引用の際、巻名、テキスト巻数、頁数を記した。

なお、稿中に、『全集』と略記させていたのと同書で、

他にも山岸徳平氏校注『日本古典文学大系 源氏物語』本(岩波書店)を『大系』と、石田穰二、清水好子各氏校注『新潮

日本古典集成 源氏物語』本を『集成』と、略記させていた。謝してお断わり申したい。